

中国大野木会計グループ政策紹介

担当：宋強・平出

～債権（売掛金・未収金・前渡金）の貸倒損失損金算入に関する政策～

中国において企業で発生した売掛金等の債権が回収できない場合に、会計上「貸倒」処理をしても税務上の損失にするための手続きが煩雑でハードルが高いという認識で、なかなか処理に踏み切れないというケースも多いのではないかと思います。

中国企業所得税法における貸倒損失処理に関する関連規定を整理してみていきたいと思えます。

企業で発生した「売掛金・未収金・前渡金」等の債権の貸倒損失の税務上の取扱については、国家税務総局による《『企業資産損失所得税税引前控除管理方法』の公布に関する公告》（国家税務総局公告 2011 年第 25 号）により、下記の状況に該当する債権については、その取引の契約書・協議書または説明書等の内部作成書類と、下記の各々の状況で要求される外部証明書類を基に企業所得税の損金算入の対象とするとしています。

- ・債務者が破産清算をしている場合には、裁判所の破産・清算公告書類
- ・訴訟をした債権については、裁判所の判決書または仲裁機関の仲裁書類、または裁判所が発行した最終執行に関する法律文書
- ・債務者が営業停止している場合には、工商部門による営業許可証抹消の事実証明書類（ネット企業公示情報など）
- ・債務者個人が死亡・行方不明の場合には、公安期間等による個人死亡・行方不明証明書類
- ・債務再編に場合には、債務再編協議及びその債務者再編集積納税状況説明書
- ・自然災害・戦争など不可抗力により回収できない場合には、債務者の被害状況説明および債権放棄通知書類

また、上記以外でも、以下の2つの条件のいずれかに該当する場合には、状況説明書と第三者による特別報告書（※）を基に損金算入の対象とすることができるとしています。

- ① 企業の **3年（※）以上期限を超過した売掛金・未収金**等で、会計上損失として処理したもの
- ② 企業の **1年以上期限を超過した、単一の金額が5万を超えないか、あるいは企業の年間収入総額の1万分の1を超えない金額の売掛金・未収金**等で、会計上損失として処理したもの

（※）これまでは上記のように「第三者による特別報告書」（一般的には監査事務所による特定監査報告書）の作成・提出が必要でしたので、特別監査報告書発行にかかる費用の金額と税務上の貸倒損失認定による税務上のメリットとの費用対効果の比較により手続きを思いとどまるケースも見られましたが、「国家税務総局公告 2018 年第 65 号」に基づき、2018 年 12 月 28 日からは従来の特別報告書の提出が制度上は不要になり、状況説明書と一定の関連証明書類を提出することで損金算入が認められることになっています。

(※) 民法通則法第 135 条による訴訟事項（もともとは 2 年。2017 年民法総則施行により、2017 年 5 月以降に背負う j した一般債権の訴訟事項を 3 年に改定）を根拠としています。

上記の通り、事実に基づく説明書とその他一定の証明書類を準備することで、損金算入が認められるケースも十分あると思われます。

長期間未回収の売掛金や未収金をそのまま放置すると、総経理の交代や財務員の退職により過去の経緯がわかる人が社内になくなってしまいうということもみられますので、企業としては財務制度において、約定支払期限を経過した債権について一定期間経過したものや個別に回収が困難である債権については、会計上貸倒引当金の繰り入れをすることを規定したうえで、それでも回収ができないと判断するものについて会社内のしかるべき手続きを経て損失処理をするということも必要であると思います。

また、天津では監査法人による年度監査報告書発行に際して、企業所得税の課税所得調整表をいっしょに作成してもらえます。北京では多くの企業で会計監査報告書とは別に税務監査報告書を作成してもらっていますが、上記に記載した説明書及び必要書類を監査人に提供できれば、監査人は基本的に会社の貸倒損失処理を是認し、課税所得加算調整等はしていないのも事実です。

昔は確定申告で貸倒損失処理をする際には「申告前に税務担当官のところに行って事前相談」というようなことも行われていましたが、現在の具体的な処理方法は、売掛金等債権の貸倒損失に関する真実且つ合法的な証明書類を提供できることを前提に、年度企業所得税確定申告の際に、“A 105090 資産損失損金算入及び課税所得調整明細書” の 2-4 行に必要事項を記入して提出すればよいことになっています。

過去から残ったままで回収の見込みがない債権（端数だけが残高として残っているような債権も）について 2021 年度中に一度整理をされてみてはいかがでしょうか。

以上